

(2) 住宅地隣接森林整備プラン

1) プランの目的

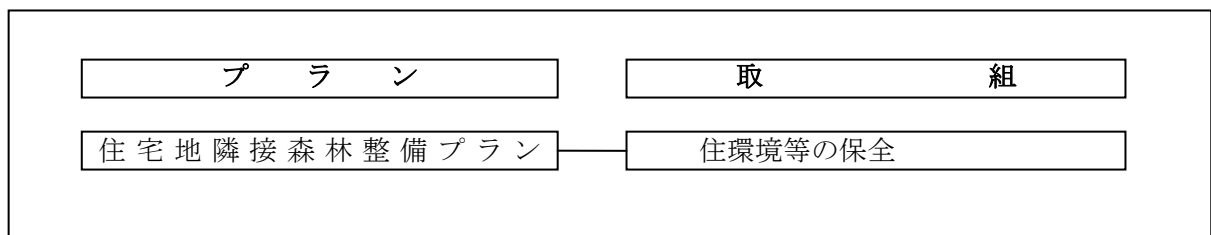
- 青梅の森に隣接する住宅地に影響を及ぼす樹木（越境木や倒木による被害または日照阻害）等を整備し、近隣への環境を改善する。
- 青梅の森の樹林が、将来的にも隣接住宅地に越境しないように緩衝地帯を設ける等の対応を図り、地域との良好な関係を築いていく。

2) 現状について

- 青梅の森は、外周が約6.1キロメートルで、このうち約4.3キロメートルが住宅地に隣接している。長年放置された状態にあったため、繁茂した樹木等が隣接住宅地へ越境する等、住環境を悪化させているところがある。

3) 事業計画の体系

- 住宅地隣接森林整備プランは、次の体系により構成する。



4) 取組

住環境等の保全

○剪定

- 越境によって隣接住宅地や周辺構造物への阻害となる樹木の剪定を行う。
- 災害等により隣接地への影響が懸念される樹木の剪定を行う。
- 隣接住宅地や周辺耕作地への日照阻害等への対応策として、要因となる樹木の剪定を行う。

○伐採

- 隣接住宅地や周辺耕作地への越境や日照阻害等への対応策として、要因となる樹木の伐採^{※1}を行う。
- 倒木のおそれや、災害等により隣接地への影響が懸念される樹木の伐採を行う。
- 住宅地隣接部の伐採跡地については、雑草類の草刈り等を定期的に行う。

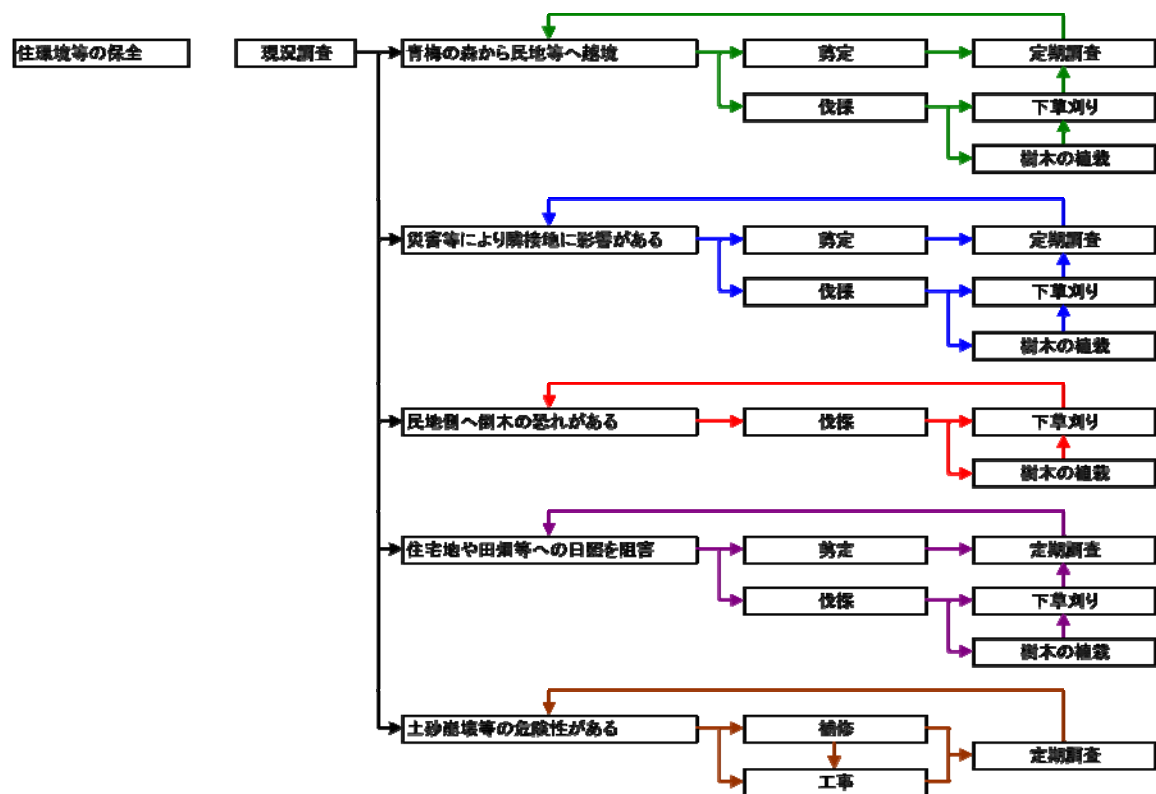
○樹木の植栽

- 住宅地隣接部の伐採^{※11}跡地については、隣接住民と協議の上、植栽を行う。
- 植栽した樹木等は、住宅地に影響しない管理を行う。
- 植栽を行った区域では、植栽木の成長を確保するため下草刈りを定期的に行う。

○補修・工事

- 住宅地との隣接部において、のり面の崩落のおそれ等がある危険箇所には補修等を行う。
- のり面保護においては、植栽による土壌安定のほか、保護ネットの設置や擁壁の設置等の検討を行う。
- 既存の構造物等に損傷が認められる場合には、その場に合わせた対策を行う。

住宅地隣接森林整備プランでは、隣接住宅地に対する被害や日照阻害等に対して、次のとおり対応する。



5) 実施主体

- 青梅の森の管理者である青梅市が、近隣住宅地の市民との調整、対応方針等の検討を図りながら、主体的に取り組む。
- なお、実施に当たっては地元自治会または、ボランティア等の協力を得ながら行っていく。

